

NEWSLETTER

北京品源知的財産権代理有限公司

2015.1

中国知的財産裁判所の最新情報

中国最高人民法院により知的財産高級法院の設立を提案

2014年12月26日に、中国最高人民法院は、ある報告書において「審理時間を短縮させ、裁判基準を統一させるために、全国の専利案件を管轄する上訴裁判所として国家レベルの知的財産高級法院を設立することを検討したい」という内容を掲載した。これは知的財産案件に対する裁判方式の改革の最新動向である。

この間、中国第十二回全国人民代表大会常務委員会の第九回会議では専利法執行調査に関する報告を審議した。当該報告によると、専利分野においては、「時間が長い」、「挙証が難しい」、「コストが高い」のような権利を守るのが難しいという問題が存在している。これに対し、最高人民法院は、検討を重ねて、改善措置を提出した。

最高人民法院は、「上述した問題を解決するためには、知的財産案件に対する裁判方式の改革を絶え間なく深化させなければならず、現行の専利権侵害民事訴訟と無効審判審決取消訴訟を並行して行う「二元制」システムのメリットとデメリットを真剣に検討し、積極的に諸外国の経験を参考にして、専利権侵害訴訟事件を審理する裁判所が同時に専利権の効力に係る紛争事件をも審理する可能性を検討しなければならない。また、現存している、専利権侵害訴訟を管轄する裁判所の分布が広く、数が多く、上訴裁判所が統一されず、裁判基準の統一を確保できないという問題に関しては、全国の専利案件を管轄する上訴裁判所として国家レベルの知的財産高級法院を設立することで、審理時間を短縮させ、裁判基準を統一させることができる。」と指摘した。

北京、上海、広州の知的財産法院に関する最新情報

全国人民代表大会常務委員会による、北京、上海、広州で、中級人民法院レベルの知的財産法院を設立する決定に従い、2014年11月6日に北京知的財産法院が正式に設立され、2014年12月16日に広州知的財産法院が正式に設立され、2014年12月28日に上海知的財産法院が正式に設立されており、いずれも既に案件の受理と審理をし始めた。

その内、北京知的財産法院は、発足してから12月20日までの1ヶ月間で案件367件を受審し、その中で、一審案件が339件、二審案件が28件であった。具体的には、行政案件が受審した案件全体の63%を占めることでその割合が高く、特に商標に関する行政案件が増加傾向にあり、また、専利、技術秘密、コンピューターソフトウェアに関する技術案件が受審した案件全体の47%を占めており、渉外(香港、マカオ、台湾関係案件を含む)案件が79件で、受審した案件全体の36%を占めることで、渉外案件、外省市の当事者の案件が多かった。北京知的財産法院院長の宿遅によると、2014年の1月から10月まで、全市の裁判所は既に2.3万件余りの知的財産案件を受審しており、その内3つの中級人民法院が1.1万件余りの知的財産案件を受審して、前年同期比で180%上昇した。北京知的財産法院が設立された後は、3つの中級人民法院の知的財産裁判庭を撤廃し、各中級人民法院で受審してきた知的財産事件を北京知的財産法院により統一的に集中して管轄することとなった。

聞くとところによると、新設された裁判所として、北京知的財産法院は、裁判権の運用方式の改革を深化させる面で絶え間ない探索を続けて、既に裁判官補佐を含めた固定化されたチームを作り上げ、主査裁判官、合議法廷の責任制を実行し、院長延長による審理を常態化するとともに、開廷審理機能を強化し、知的財産案件の特徴によって訴訟の流れを最適化することにより、当事者の裁判を受ける権利を十分に保障している。

院長の宿遅によると、裁判組織の職権の配置を最適化する面において、当該裁判所は、一人の主査裁判官と一人の裁判官補佐と一人の書記官で構成される固定されたチームを作り上げており、裁判官補佐の役目を明らかにして、裁判官補佐に裁判の流れの管理や開廷前の準備の大部を任せ、審理への参与を要求するとともに、裁判長に質問させるような補助的な調査権を与えている。それとともに、主査裁判官、合議法廷の責任制を実現し、院長延長の裁判に対する管理権限、指導権限及び監督権限を合理的に定めた上で、徐々に院長延長の行政的管理機能を弱めている。

その上で、北京知的財産法院は、知的財産案件に関する審理の特徴により、更に訴訟の流れを最適化し、開廷前の準備を強化し、開廷前になるべく各開廷審理のための準備を十分に完了させることで、事実を固定化させ、争いを明確化させ、焦点を明瞭化させて、司法リソースを有効に節約しており、開廷審理において、裁判官が、案件審理においての実際の需要により、訴訟法の枠内で、柔軟に訴訟の流れを最適化し、重要な節点で訴訟の流れを簡略化し、簡単な案件に対し即日判決宣告ができれば即日判決を言い渡すようにしている。聞くとところによると、次に、北京知的財産法院は、法律の適用と裁判基準の統一性を確保する事例常態化メカニズムの確立を模索して、技術案件に対する専門化した裁判レベルを更に向上しようとする。

中国判決紹介

| | |
|--------|-------------------------------------|
| 事件番号 | 最高人民法院(2014)民提字第87号 2014年6月30日判決 |
| 再審申請人 | 天津保興建材工貿有限公司 |
| 被申請人 | 銀川東方京寧建材科技有限公司/徐焱 |
| 専利登録番号 | ZL200420077923.9 |
| 考案の名称 | 硬質補強層を有する軽質発泡材料充填体 |

1. 事件の概要

現有技術の構成と一致しない被告製品の構成が当業者にとって容易に想到し得るものであると判断し、現有技術抗弁を認めた事件。

2. 事件の経緯

| | |
|----------|--------------------------------|
| 2012年3月 | 原告が寧夏回族自治区銀川市中級人民法院に専利権侵害訴訟を提起 |
| 2012年12月 | 寧夏回族自治区銀川市中級人民法院の判決（下記8. 参照） |
| 2012年12月 | 原告が寧夏回族自治区高級人民法院に上訴 |
| 2013年9月 | 寧夏回族自治区高級人民法院の判決（下記9. 参照） |
| 2013年12月 | 最高人民法院が本件の再審を受理 |

3. 本件考案

【請求項1】

本体（1）を含む硬質補強層を有する軽質発泡材料充填体において、本体の周囲にシール層（2）を有し、シール層と本体との間に補強層（3）を有する、ことを特徴とする硬質補強層を有する軽質発泡材料充填体。

【請求項2】

本体の断面形状は、多角形及び直線と弧線との組み合わせパターンである、ことを特徴とする請求項1に記載の硬質補強層を有する軽質発泡材料充填体。

【請求項3】

補強層は本体の主に力を受ける平面に位置している、ことを特徴とする請求項1に記載の硬質補強層を有する軽質発泡材料充填体。

【請求項4】

シール層は接着層である、ことを特徴とする請求項1に記載の硬質補強層を有する軽質発泡材料充填体。

【請求項5】

接着層は接着テープが巻き付けられてなる、ことを特徴とする請求項1に記載の硬質補強層を有する軽質発泡材料充填体。

4. 請求項3に係る考案の構成

- A. 軽質発泡材料本体であること
- B. 本体の周囲にシール層を有すること
- C. シール層と本体との間に補強層を有すること
- D. 補強層は本体の主に力を受ける平面に位置していること

5. 被告製品の構成

- a. 主体は発泡ポリフェニルの本体であること
- b. 製品全体の外側はビニールテープによって包まれていること
- c. 発泡ポリフェニルの一面にはセメントモルタルと網目状繊維布との組合せ体が設けられていること
- d. 該組合せ体は工事中において本体の上面に位置していること

6. 先行技術文献の考案

先行技術文献は、名称が「多種類の断面形状を有するコンクリートに用いられる軽質多孔性材料充填体」の実用新案である。当該先行技術文献は、充填体が軽質多孔性材料、隔離層及び補強層により構成されていることを特徴とする多種類の断面形状を有するコンクリートに用いられる軽質多孔性材料充填体を開示しており、具体的には以下の内容を開示している。「その主体の成分は軽質多孔性材料のLPMであり、主材の外壁には隔離材料が一層又は多層で塗布されているか巻き付けられており、その周りにはさらに補強材料が設けられている。このような充填体は、軽量で、低コストで、一定の強度、剛性及び靱性を有し、鉄筋コンクリートを腐食させないという特徴を有している。……軽質多孔性材料はポリスチレンフォームであってよい……（二）軽質多孔性材料の外は隔離層であり……隔離層は、工事中の一般的な衝突、踏みつけに耐えられ、壊れても補修しやすく、且つ工事環境を汚染する材料の碎屑が生じないように確保することができる。軽質多孔性材料が柔らかい場合、隔離材料が靱性を備えているため、容易に粉碎しないこととなる。隔離材料は、グラウト類（例えばセメントペースト）、繊維類（例えば繊維布）、建築塗料類（例えばポリウレタン塗料、エマルジョン塗料又は弾性複合塗料）、テープ類（例えばビニールテープ）の中の一つまたは複数の組み合わせであってよい。（三）隔離層の周りにはさらに補強層が設けられている。……軽質多孔性材料の強度がより高いとき、又は工事現場で充填体に対し良い保護措置を取られるときは、補強層を設けなくてよい。」

7. 事件全体を通じた争点

- （1）被告製品が本願考案の技術的範囲に属するか。
- （2）被告の現有技術抗弁¹が成立するか。

8. 寧夏回族自治区銀川市中級人民法院の判断

（1）被告製品は本願請求項3に係る考案の技術的範囲に属する。

（2）先行技術文献の考案の技術的特徴は、A. 本体は軽質多孔性材料であること、B. グラウト類（例えばセメントペースト）、繊維類（例えば繊維布）、テープ類（例えばビニールテープ）またはこれらの組み合わせにより構成された隔離層であることである。しかし、当該先行技術文献は、本体の一面にのみセメントモルタルと網目状繊維布との組合せ体が設けられている隔離層であって、該隔離層が本体の上面に位置しているという技術的特徴を開示していない。

よって、被告製品は公知技術に属せず、現有技術抗弁は成立しない。

- （3）結論
侵害。

9. 寧夏回族自治区高級人民法院の判断

（1）被告製品は本願請求項3に係る考案の技術的範囲に属する。

（2）先行技術文献は、被告製品における a. 主材が発泡ポリフェニルであること、b. 主材の外側はビニールテープによって包まれていること、及び、c. 主材の外側にセメントモルタルと網目状布との組合せ体が設けられていることという三つの特徴はそれぞれに開示しているが、d. セメントモルタルと網目状布との組合せ体が発泡ポリフェニルの上面に位置していることという特徴は開示していない。

よって、被告製品は公知技術に属せず、現有技術抗弁は成立しない。

- （3）結論
侵害。

10. 最高人民法院の判断

(1) 被告製品は本願請求項3に係る考案の技術的範囲に属する。

(2) 被告製品は、a. 主材は発泡ポリフェニルであること、b. 主材の外側はビニールテープによって包まれていること、c. 主材とビニールテープとの間にセメントモルタルと網目状布からなる補強体を有すること、及び、d. 補強体が発泡ポリフェニルの上面に位置していることという特徴を有している。

先行技術文献は下記内容を開示している。具体的に、請求項では充填体が軽質多孔性材料、隔離層及び補強層により構成されたと記載しているが、明細書では明確に補強層を設けなくてよいと記載しており、また、軽質多孔性材料はポリスチレンフォームであってよいとの記載があり、また、明細書では、主材の外壁に隔離材料が一層又は多層で塗布されているか巻き付けられており、隔離材料はグラウト類（例えばセメントペースト）、繊維類（例えば繊維布）…テープ類（例えばビニールテープ）の中の一つまたは複種の組み合わせであってよいと記載している。上記の内容をまとめると、先行技術文献には、主材がポリスチレンフォームであり、且つ主材の外壁にセメントペーストと繊維布との組み合わせからなる隔離層が塗布されさらにビニールテープが一層包まれている充填体が開示されていると認定することができる。よって、現有技術は、特徴aと特徴bを明らかに開示している。被告製品に特徴cの補強体を設ける目的は、衝突、踏みつけを防ぐためであり、現有技術は、セメントペーストと繊維布との組み合わせを隔離材料として使用し得るとの事を開示しているとともに、「隔離層は、工事中の一般的な衝突、踏みつけに耐えられる」との事も明らかに提示している。セメントモルタルの強度がセメントペーストより少し高いかもしれないが、実質的な差異がないため、現有技術は被告製品における技術的特徴cを開示していることとなる。特徴dに関し、現有技術に開示されているのは、多孔性材料の外側にセメントペーストと繊維布を塗布したものであり、現有技術において隔離層を設置する目的が主に隔離作用を果たすためであることを考えれば、一般的に本体の周辺に塗布することと理解する。しかし、上述したように、現有技術においてセメントペーストと繊維布からなる隔離層が補強作用、衝突及び踏みつけを防ぐ作用を果たし得ると明確に提示しており、実際の工事中においてこれらの外力が主に上面から来るものであるため、主体の上面にのみ補強体を設置することは当業者にとって容易に想到し得るものである。よって、被告製品の特徴dは現有技術に開示されている相応する技術的特徴と実質的な差異がないこととなり、一審判決及び二審判決において現有技術では特徴dを開示していないという認定は間違っている。

よって、被告製品は公知技術に属し、現有技術抗弁は成立する。

(3) 結論

非侵害。

11. 考察

中国の専利権侵害訴訟において、被告は専利権侵害と訴えられた製品又は方法が現有技術である抗弁は出すことができますが、専利権の無効は主張することができません。専利権の無効を主張するには、中国国家知識産権局復審委員会（特許庁審判部）に無効審判を請求する必要があります。よって、中国の専利権侵害訴訟はある意味で効率的でないとも言えます。

このような現状に対し、中国最高人民法院は、現有技術抗弁における「現有技術」の範囲を、2013年の判決（最高人民法院（2013）民提字第225号民事判決書）において拡大された先願にまで広げたことに続いて、2014年の本判決においては当業者にとって容易に想到し得るものにまで広げました。これは、専利権侵害訴訟の専利権無効審判への依存を弱めて、司法の効率性を向上しようとする、中国最高人民法院の意図的な動きを反映していると考えられます。

<参考>

1) 現有技術抗弁

専利法（2010年）

「第62条：専利権侵害紛争において、権利侵害と訴えられた者が、その実施した技術又は設計が現有技術又は現有設計に属するとのことを証明する証拠を有している場合は、専利権侵害を構成しないものとする。」

最高人民法院による専利権侵害をめぐる紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈（法積[2009] 21号）

「第14条 専利権の技術的範囲に入ると訴えられた全ての技術的特徴が、ある一つの現有技術案における相応する技術的特徴と同一、或いは実質的な相違がない場合、人民法院は、権利侵害と訴えられた者が実施した技術が、専利法第62条に定めた現有技術に該当すると認定しなければならない。」